

一 争議發生ノ場所 京橋區西八丁堀四ノ八  
 六月二十五日發生 六月二十七日解決  
 二 事業主ノ側

- (1) 名 稱 三共自動車商會
- (2) 營業所ノ所在地 京橋區西八丁堀四ノ八
- (3) 事業主 京橋區西八丁堀四ノ八 小田榮治

(4) 事業種類 貨物自動車運輸營業

(5) 資本金 約一〇〇圓

(6) 企業系統 ナシ

(7) 使用勞働者數 十六名

(8) 勞働賃銀 内訳 運轉者七名 助手九名

月收最高五十圓 最低七圓 平均二十一圓四十錢

(9) 退職手當制度並福利施設ノ有無 ナシ

四 勞働者側 事業主ノ關係 東京三橋自動車業組合

- (1) 争議參加者數 十六名(全員)
- (2) 争議參加者中組合加盟者數並其ノ組合名 十六名 全日本勞働總同盟日本運輸交通勞働組合
- (3) 應援團體名 全日本勞働總同盟日本運輸交通勞働組合

五 争議發生原因

標記自動車商會運載者一同ハ豫テヨリ待遇上ニ不滿ヲ抱キ居タルトシテ獨ラ去ル六月二十五日午前一時頃運載者 高野義長以下三名ハ事業主ニ對シ賃銀ノ前借ヲ申シタルニ之ヲ快諾セカリシ為メ同日午前一時別記ヨリ待遇改善ニ關スル願書ヲ提出スルト共ニ直チニ右三名ハ罷業ニ入り更ニ之ヲ對策ヲ總同盟日本運輸交通勞働組合ニ一任シタルニ因ル(即日全員同)